



(文書翻刻)

資料一

報告

当村平地新田分離一村独立仕度
願面差出候處私共檢印不仕

譯者一體分別江付而八地理錯雜

混淆仕境界難分場所所有之第一

耕地要水之儀字七本木上下池

式ヶ所之内尋常之年柄八上池之分右

新田耕地用水ニ為相用候得共旱魃

等之節者上池ノ水下池江引落シ本

村本田之要育水ニ相用候規則ニ

御座候尤去月平地新田竹内善七始

之者共分村願書江奥印依頼申

出候付其段当村高下之百姓共江

示談候處決而奥印不致様一同之者)

断然申聞候付善七始江奥印相断

候共事由左ニ

乙川村根源要水

一字七本木池

右者当村本田始大繩場ニ至迄耕田

保育要水池之由往昔々聞傳

罷在候当村平地新田開墾仕候得共

地高之地理ニ而右池之要水引涉シ

候儀不行届依之右七本木池之内

地高之所ニ而堤築立二段ニ水ヲ囲ひ

候ハバ開発新田江用水引涉

十全併水源山林溪水落込口ニ而根

元之池必要之絶地ニ候得共右新田膠

漆之情実難忍次第ニ付奉願上池ヲ

高底之式ツニ分此時ヨリ字七本木上池

ト称シ尤堤坊(防)費用村中一同ヨリ差

出ニ今至り破壊等有之節八村中々

補繕仕池水ハ一体之耕地江引涉シ

候主意ニ御座候潤雨有之年柄八故

障無之候得共旱魃之節分村独立

之廉ヲ以右上池要水分頒等江付

彼是差拒差起り候而者心配至極ニ

奉存候是非分村仕度候ハ昔年ニ

不相替從來仕來之通耕田要水差

支無之様取斗異候様致シ度此段

奉申上候也

明治七年八月

第七大区二小区乙川村

副戸長 伊東精一郎

石川藤兵衛

竹内惣九郎

稻生八左衛門

鷺野与右衛門

伊東卯八

(読みくだし)

資料一

報告

当村平地新田の分離一村立て仕りたき

願面差出そうろう所、私ども檢印つかまつらず

訳は、一体、分別へ付いては、地理錯雜、

混沌つかまつり、境界分け難き場所これあり第一、

耕地用水の儀、字七本木上下池

ニカ所の内、尋常の年は上池の分、右

新田耕地用水に相用い、そうらえども、旱魃

などの節は上池の水下池へ引き落とし、本

村本田の養育水に相用い、そうらえども規則

に依り候。もつとも、去月、平地新田竹内善七

はじめの者共分村願書へ奥印を依頼申し

出候につき、その段、高下の百姓どもへ

示談候ところ、けつして奥印いたさずよう一同の者

断然申し聞き候につき、善七始へ奥印あい断り

候とも、事由は左に、

乙川村根源要水

一字七本木池

右は、当村本田はじめ大繩場にいたるまで、耕田

保育要水の由、往古より聞き傳え

まかりあり候、当村平地新田開墾そうらえども、

地高の地理にて右池の要水引きわたし

候儀行届かず、これに依り右七本木池のうち

地高の所にて堤を築立て二段に水を囲い

そうらはば、開墾新田へ用水引きわたし

十全併せて、水源山林溪水落ち込み口にて根

本の池必要の絶地に候えども、右新田膠

漆の情実忍びがたき次第につき、願上げ奉り

上池を高低の二つに分け、こと時より字七本木上池

と称し、もつとも堤防費用村中一同より差

出に今至り、破壊等これある節は、村中より

保繕つかまつり、池水は一体の耕地へ引き渉し

候主意に御座候。潤雨これあり年柄は故

障これ無くそうらえども、旱魃の節分村独立

のかどを以て右上池用水分領(量)などえつき

かれこれ差しこほみ差しおこり候ては心配しごくに

存じ奉り候。ぜひ分村つかまつりたく候はば昔年に

あいかわらず従来の仕来りの通り耕田要水さし

つかえこれ無きよう取り斗りくれ候様いたしたくこ

の段

申しあげ候也。

明治七年八月

第七大区二小区乙川村

副戸長 伊東精一郎

石川藤兵衛

竹内惣九郎

稻生八左衛門

鷺野与右衛門

伊東卯八

(文書翻刻)

資料一〇

分離不納得願

第七大区二小区知多郡乙川村

農惣代

六等副戸長

竹内惣九郎

鷺野与右衛門

同 伊東卯八

無益之御手数相掛候ノミナラス於村

方而も夫の為遂ニハ多少之入費

有之難渋仕候間何卒右平地

新田之者共御呼出相成従前之

通打合御公用等取扱之儀御利

解被成下置候様仕度此段

伏而奉懇願候也

明治七年十二月十四日

右

伊東卯八

鷺野与右衛門

竹内惣九郎

乙川村農惣代私とも奉申上候当村之

儀者御高二千五百四十八石九斗九升有之

内平地新田分二百六拾七石二斗四升八夕

之儀八寛政年中初テ御竿入相成

引換新田御高受ニ而取扱候儀ニ

有之然ニ今般右平地新田之者申

合本郷乙川村江者示談モ不遂一村立

之儀其御筋江出願候由承知仕

一同驚人早速書面相認戸長稻

生治右衛門殿江檢印願候處同人

被仰聞候ニハ於御庁分村之儀御聞

届無之堤防橋梁會計ヲ初悉皆

内訳可致旨ニ而御説諭有之候ニ付於村

方談示仕候處左候而者乙川村お為て

故障有之遂ニ当村難在行程之苦

情等有之候間吐而逆モ御受難仕旨申

上候而者從臬庁乙川村江故

障御尋ニ可相成ハ勿論之御儀与

存其節巨細可奉申上与存候處

未々何之御沙汰無御座候間又候

願書相認檢印願候處本月四日

平地新田之者共御庁江伺書呈

出候處伺之通御聞届之内ヲ以

大区長様懇々御説諭相成候ニ付

一同之者江御説諭之段為申聞候

處一向不仕承服候附而者此俣

捨置候而ハ向後如何程之事故義

起候哉モ難計候左候而者其節

愛知県令鷺尾隆聚殿

(読み下し)

資料—8

分離不納得願

第七大区二小区知多郡乙川村

農総代

六等副戸長

竹内惣九郎

// 鷲野与右衛門

// 伊東卯八

//

乙川村農総代私ども申しあげ奉り候当村の儀は、御高二千五百四十八石九斗九升これ有り、

内平地新田分の二百六十七石二斗四升八々の儀は、寛政年中初めて御竿いれ相成り、

引換新田御高受けにて御改正以来

悉く皆本郷乙川村において取り扱ひ候儀に

これ有り。然るに今般右平地新田の者申し

合せ本郷乙川村江示談もとげず一村立の

儀その筋へ出願候由、承知仕り

一同驚き入り、早速書面あい認め戸長稲

生治右衛門殿へ検印願ひ候ところ、同人

仰せ聞かれ候には、御庁において分村の儀御聞き

届へこれ無く、堤防橋梁會計を初め悉く皆

内訊いたすべき旨にて御説諭これ有り候につき、村

方において談示つかまつり候處、左さうろうては、乙

川村に

おいて故障これ有り、遂に当村在行難(なりゆきが

たき)程の苦

情などこれ有り候間、とても御受け難くつかまたつ

る旨申し

上げ候ては、

県庁より乙川村へ故

障御尋ねにあい成るべくはもちろんの御儀と

存じ、その節巨細申し上げ奉ると存じ候ところ、

いまだなにの御沙汰も御座なく候あいだ、またぞろ、

願書あい認め検印願ひ候ところ、本月四日

平地新田の者ども御庁へ伺い書

提出候ところ、伺いの通り御聞き届けの内をもつて、

大区長様(こんこん御説諭あい成候につき、

一同の者へ御説諭の段申し聞かせ候

ところ、一向承服仕らず候、つきては、このまま

捨置き候ては、こうご如何ほどの事故義

おこり候やもはかりがたく候。さ候ては、その節

無益の御手数数あい掛候のみならず村

方においても、そのため遂には多少の入費

これ有り難渋つかまつり候あいだ、なにとぞ右平地

新田の者ども御よび出しあいなり、従前の

通り打ち合わせ御公用など取扱ひの儀御利

解なし下しおかれ候ようつかまつりたく、此の段

伏して懇願たてまつり候なり。

明治七年十二月十四日

右

伊東卯八

鷲野与右衛門

竹内惣九郎

愛知県令鷲尾隆聚殿